

# 筑北村森林整備計画（案）

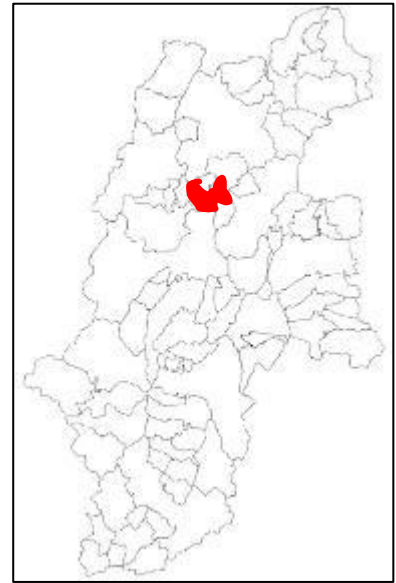
（令和8年4月1日 樹立）

計画期間 自 令和 8年4月 1日  
至 令和 18年3月 31日

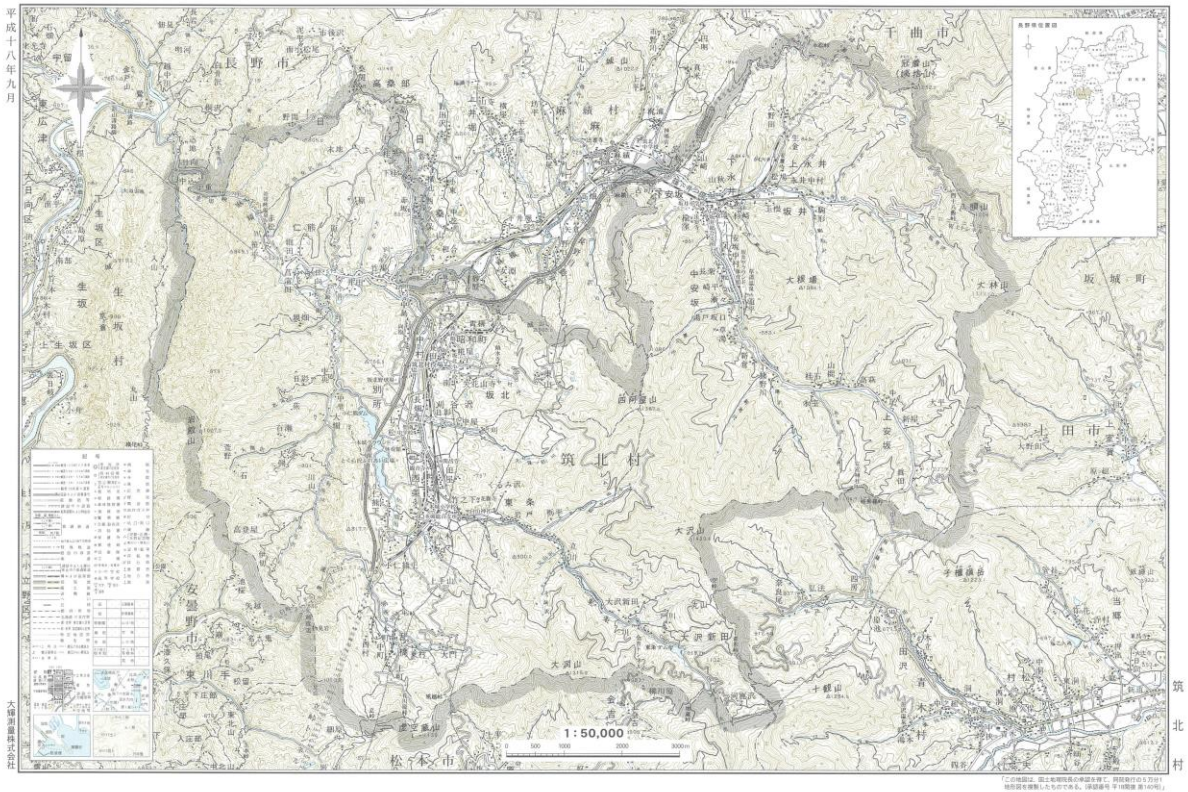
長野県  
筑北村

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付け法律第 249 号）に基づき、筑北村森林整備計画を樹立する。  
なお、筑北村森林整備計画の樹立は、令和 8 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

# 市町村位置図



# 筑北村全図



# 目 次

I 基本的事項	頁
第1 森林整備の現状と課題	8
(1) 地域の概況	8
(2) 森林・林業の現状	8
(3) 森林・林業の課題	12
第2 森林整備の基本方針	13
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	13
(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	13
第3 森林施業の合理化に関する基本方針	13
II 森林の整備	
第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)	14
1 樹種別の立木の標準伐期齢	14
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	14
3 その他	17
第2 造林	17
1 人工造林	18
(1) 対象樹種	18
(2) 人工造林の標準的な方法	18
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	20
2 天然更新	20
(1) 対象樹種	20
(2) 天然更新の標準的な方法	22
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	23
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	23
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	24
(1) 造林の対象樹種	24
(2) 生育し得る最大の立木の本数	24
第3 間伐及び保育	24

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	24
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	24
(2) 間伐の標準的な方法	26
2 保育の種類別の標準的な方法	26
3 その他	27
第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	27
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	27
(1) 水源涵養機能維持増進森林	28
(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林	28
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	29
(1) 区域の設定	29
(2) 森林施業の方法	29
3 その他	35
第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進	35
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	35
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	35
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	35
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	35
第6 森林施業の共同化の促進	36
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	36
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	36
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	36
第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設	37
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	37
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	37
3 作業路網の整備	37
(1) 基幹路網	37
(2) 細部路網	39
第8 その他	40
1 林業に従事する者の養成及び確保	40

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	40
<b>III 森林の保護</b>	
第1 鳥獣害の防止	41
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	41
(1)区域の設定	41
(2)鳥獣害の防止方法	41
2 その他	41
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護	41
1 森林病虫害の駆除及び予防の方法	41
2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	42
3 林野火災の予防の方法	42
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	43
5 その他	43
<b>IV 森林の保健機能の増進</b>	
1 保健機能森林の区域	44
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	44
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	44
<b>V その他森林の整備に必要な事項</b>	
1 森林経営計画の作成	45
2 生活環境の整備	45
3 森林整備を通じた地域振興	45
4 森林の総合利用の推進	45
5 住民参加による森林の整備	45
6 森林経営管理制度に基づく事業	45
7 その他	46
【計画策定の経過】	46
<b>VI 参考資料</b>	

1 人口及び就業構造	47
2 土地利用	47
3 森林資源の現況等	47

# I 基本的事項

## 第1 森林整備の現状と課題

### (1) 地域の概況

#### ①位置（筑北村役場）

東経 36° 25′ 北緯138° 0′ 、海拔655m

#### ②面積

99.47km<sup>2</sup>（東西14.5km、南北12.0km、周囲69km）

#### ③土地の地目別面積（長野県勢要覧(令和6年(2024年)版 P16, P17より抜粋)

田	畑	宅地	山林	原野	その他
3,691千m <sup>2</sup>	4,511千m <sup>2</sup>	1,640千m <sup>2</sup>	26,479千m <sup>2</sup>	27,145千m <sup>2</sup>	36,004千m <sup>2</sup>

#### ④気象（令和6年度中 松本 観測所）

平均気圧	気温			年間総降水量	風速平均	湿度平均
	平均	最高	最低			
943.9hpa (現地気圧)	21.5°C	36.7°C	-8.6°C	1383.5mm	2.5m/s	68%

#### ⑤地形・地質

本村は、長野県のほぼ中央部に位置し、北は千曲市・麻績村・長野市、東は上田市・青木村、西は安曇野市・生坂村に隣接し、南は松本市に接している。

四阿屋山をはじめ、岩殿山、冠着山など象徴的な山々を背景として、東条川、安坂川、麻績川などが形成した河岸段丘や緩やかな傾斜地に集落が散在している。

### (2) 森林・林業の現状

#### ①地域の森林資源

本村の総面積は、9,947ha であり、森林に恵まれ、森林面積が総面積の約 84%を占めている。

村の大部分を森林が占めるものの、近年の木材価格の低迷、従事者の高齢化により林業に対する関心が薄れ、また、林業に新規就労する村民がいないため森林施業が停滞し荒廃森林が増加している現状にある。また平成 15 年に村内で初めて確認された松くい虫の被害については、伐倒燻蒸等の対策は取っているものの拡大している。

しかし、森林は木材生産のみならず、国土の保全、水資源の涵養、保健休養など様々な

公益的機能を有しており、現在のまま放置してはならない。特に水源涵養の高度発揮は特に要請が高く早急に検討し機能の充実を図る必要がある。

**【人天別森林資源表】**  
**(長野県民有林の現況 令和7年度9月より抜粋)**

単位:面積 ha、蓄積m<sup>3</sup>

民 国 別	資 源 量	人工林			天然林			未立木 地等	合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計		針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計
民 有 林	面積	3,163.60	29.36	3,192.96	931.47	3,726.51	4,657.98	394.35	4,095.07	3,755.87	394.35	8,245.29
	蓄積	755,752	2,369	758,121	216,103	395,097	611,200	0	971,855	397,466	0	1,369,321
国 有 林	面積	51.63	5.00	56.63	0	0	0	0	51.63	5.00	0	56.63
	蓄積	10,579	935	11,514	0	0	0	0	10,579	935	0	11,514
合 計	面積	3,215.23	34.36	3,249.59	931.47	3,726.51	4,657.98	394.35	4,146.70	3,760.87	394.35	8,301.92
	蓄積	766,331	3,304	769,635	216,103	395,097	611,200	0	982,434	398,401	0	1,380,835

注) 「未立木地等」は、未立木地、更新困難地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

民有林の人工林割合 面積 39% 蓄積 55%

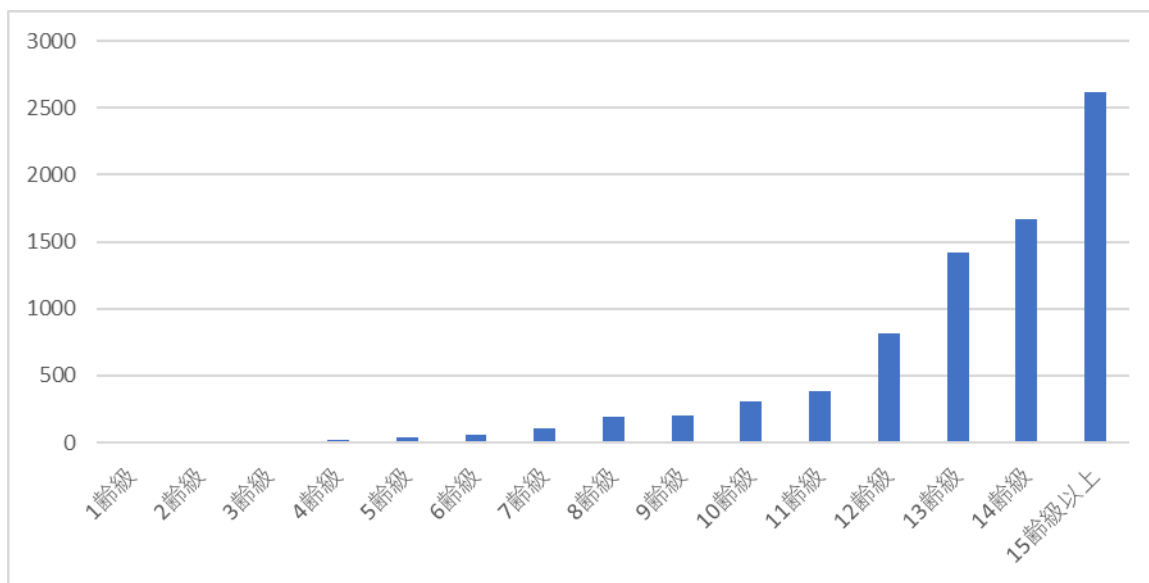
**【民有林の樹種別構成表】 (長野県民有林の現況 令和7年度9月より抜粋)**

樹種	面 積 (ha)		蓄 積 (m <sup>3</sup> )	
		比率		比率
アカマツ	2,530.23	32.23%	552,426	40.34%
カラマツ	1,019.35	12.98%	254,373	18.58%
スギ	274.24	3.49%	120,382	8.79%
ヒノキ	241.37	3.07%	38,678	2.82%
その他針	29.88	0.38%	5,996	0.44%
広葉樹	3755.87	47.84%	397,466	29.03%
計	7,850.94	100%	1,369,321	100%

注) 「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。  
 四捨五入した値であるため、合計が 100%にならない場合があります。

**【民有林の齢級別構成グラフ】**

面積 (ha)



② 森林の所有形態

民有林 8,245.29ha のうち、公有林は 2,422.69ha であり、県有林、村有林、財産区有林が混在している。特に高標高の地域にまとまった村有林が多い。

**【民有林の所有形態】 (長野県民有林の現況 令和7年度9月より抜粋)**

所有形態別		面積 (ha)		蓄積 (m <sup>3</sup> )	
			割合		割合
公有林	県	90.52ha	1.10%	13,514m <sup>3</sup>	0.98%
	市町村	2,311.19ha	28.03%	347,090m <sup>3</sup>	25.34%
	財産区	20.98ha	0.25%	2,157m <sup>3</sup>	0.15%
	計	2,422.69ha	29.38%	362,761m <sup>3</sup>	26.49%
私有林	集落有林	1,238.02ha	15.01%	217,039m <sup>3</sup>	15.85%
	団体有林	554.99ha	6.73%	100,745m <sup>3</sup>	7.35%
	その他	4,029.59ha	48.87%	688,776m <sup>3</sup>	50.30%
	計	5,822.60ha	70.62%	1,006,560m <sup>3</sup>	73.51%
合計		8,245.29ha	100%	1,369,321m <sup>3</sup>	100%

③ 林業労働の現状

公有林の整備は進んでいるものの、規模が零細な個人有林の遅れが目立っている。所有規模が小さく、労働力の高齢化が進んでいる。個人有林の森林整備には限界があるため、施業の団地化により森林組合等への森林経営計画による受託事業を中心とした、計画的・組織的・集団的な森林整備の推進に取り組んでいる。

【事業体別林業従事者数】

区 分	組合・事業者数	従業者数(人)		備 考
			うち作業員数(人)	
森林組合	1	10	10	松本広域森林組合 筑北支所
生産森林組合	0			
素材生産業	0			
製材業	0			
特定非営利法人	1	6	6	わっこの谷の山福農 林舎

【林業機械等設置状況】

機 械 名	森林組合	会社	個人	その他	計
集材機					
モノケーブル	該当なし				
リモコンウインチ					
自走式搬器					
運材車					
ホイールトラクタ					
動力枝内機					
トラック					
グラップルクレーン					
フェラーバンチャ					
スキッド					
プロセッサ					
グラップルソー					
ハーベスタ					
フォワーダ					
タワーヤーダ					
スイングヤーダ					
合 計					

④ 林内路網の整備状況

区分	路線数	延 長		密 度	
			うち舗装		
基幹路網	公道	606 路線	317.873km	173.013km	38.6m/ha
	林道	34 路線	80.330km	20.839km	9.75m/ha
	林業専用道	0 路線	0km	0km	0m/ha
	計	640 路線	398.203km	193.852km	48.35m/ha
森林作業道		0 路線	0km	0km	0m/ha
合計		640 路線	398.203km	193.852km	48.35m/ha

⑤ 保安林の配備の実施状況

公益的機能の確保のため 3,037.52ha、民有林の 37%が保安林に指定されている。中でも土砂流出防備保安林が最も広く指定されており、民有林面積の 23.6%、保安林面積の 66%を占める。

【保安林配備状況】（長野県民有林の現況 令和 7 年 9 月より抜粋）

保安林種	面積	民有林に占める割合
水源かん養保安林	988.45ha	11.9%
土砂流出防備保安林	1957.76ha	23.58%
土砂崩壊防備保安林	1.15ha	0.01%
風害防備保安林	0.00ha	0.00%
水害防備保安林	0.00ha	0.00%
干害防備保安林	89.9ha	1.08%
落石防止保安林	0.24ha	0.00%
保健保安林	0.00ha	0.00%
風致保安林	0.00ha	0.00%
合計	3037.52ha	36.57%

(3) 森林・林業の課題

里山においては、野生鳥獣害の被害拡大が村内の大きな問題となっており、その要因としては、材価の低迷による森林に対する関心の薄れ、林業後継者、担い手不足により住民が森林に入ることが少なくなったことなどが挙げられる。

また、村内に多いアカマツ林は、松くい虫の被害が激害化しているため、防除・拡散防止を図ることが景観上および住民の安全保全上急務となっている。

## 第2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、中部山岳地域森林計画の「【表 2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととする。具体的には、下表のとおり目指すべき森林を地区ごとに定め、望ましい森林資源の姿に誘導もしくは維持する。

なお、各地区は、「Ⅱ 森林の整備 第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林」の区域と一致するものである。

#### 【地域ごとの目指すべき森林の姿と施業の方針、方法】

地域名	目指すべき森林の姿 (森林の有する機能)	森林の現状	施業の方針	計画期間内の 主な施業の方法	設定理由
本城・坂北・坂井	水源涵養 <sup>かん</sup>	未達成	誘導	間伐 森林病虫害防除	水源涵養機能維持、 松くい虫被害激害地
	山地災害防止/ 土壌保全	未達成	誘導	間伐 森林病虫害防除	急傾斜地 ため池保全
	木材生産機能 維持増進	未達成	誘導	間伐 森林病虫害防除	木材生産増進 松くい虫被害激害地

### (2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

森林整備に当たっては森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた森林施業を実施して健全な森林資源の維持増進を推進する。主伐の適期を迎えている山林、枝打ちや間伐等の手入れが行き届いていない山林等に対し、適切な更新をするために団地化による集約を進める。

森林は地域の貴重な資源であり、「産業」として自立できるように各種施策を推進する。

## 3 森林施業の合理化に関する基本方針

中信森林管理署、県、村、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進する。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行する。

## Ⅱ 森林の整備

## 第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)

### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定める。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものだが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

#### 【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広葉樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

### 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めたいうで伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとする。

「更新」とは、伐採跡地(伐採により生じた無立木地)において、造林(人工造林又は天然更新)により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいう。なお、主伐方法の選択にあたっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとする。

#### 【主伐の区分】

区分	主伐の方法の内容
----	----------

皆 伐	択伐以外のもの。
択 伐	<p>伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行い、更新を図りながら環境の改変を小さくする作業法。</p> <p>なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が 30%以下の択伐をいう。(伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率。)</p>

### 【主伐の留意事項】

区 分	留 意 事 項
共通事項	<p>① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅(20m以上)を確保する。</p> <p>② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域(例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等)は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。</p> <p>③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。</p> <p>④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。</p> <p>⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。</p> <p>⑥ 更新のための造林に対して補助金を受けるためには、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。</p> <p>⑦ 伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。</p> <p>⑧ あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。</p> <p>⑨ 林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置する。</p>

皆 伐	<p>① 原則として急傾斜地、風害・雪害の気象害があるところ、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。</p> <p>② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。 また、長野県主伐・再造林ガイドライン(令和5年3月長野県林務部)に基づき、一伐区あたりの面積はおおむね5ha までを推奨する。</p> <p>③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上の保残帯を設けること。</p> <p>④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。</p> <p>⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道</p>
択 伐	<p>① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。</p> <p>② 帯状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。</p> <p>③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p>

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意すること。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、20m以上の幅を確保します。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定め

る「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和5年3月31日付け4林整第924号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行うこと。

### 3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認する。

#### 【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	筑北村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	認定者 (県認定計画は松本地域振興局 筑北村認定計画は筑北村)
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

注) 「伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採造林届出書」という。)」を提出した森林については、伐採が完了した日から30日以内に「伐採に係る森林の状況報告」を、造林を完了した日(伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採を完了した日)から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書」を、それぞれ提出することが義務付けられています。

確認方法は、「第2 造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとする。

なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県松本地域振興局林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととする。

## 第2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して森林の有する公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林または天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植

栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては人工造林による更新を図ることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、県内の採種園の植栽木を踏まえ、成長に優れた特定母樹やエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努め、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

## 1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとする。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、長野県松本地域振興局林業普及指導員や筑北村産業課林務担当部局とも相談のうえ、適切な樹種を選択することとする。

### (1) 対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

### (2) 人工造林の標準的な方法

#### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽木は、適地適木を旨とし、苗木や品種の特性を踏まえて選定を行います。

植栽本数は、以下の表の植栽本数を標準として、多様な施業体系や木材生産目標等を考慮し、疎仕立てでは一般材・合板材等、中庸仕立てでは優良材・大径材等を生産することを目標として検討します。

なお、効率的な施業の実施の観点から技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた植栽本数について考慮しつつ、低密度植栽（疎仕立て）の導入に努めることとします。

また、伐採に用いた林業機械を地拵えや苗木運搬なども活用して、軽労化を図ると共に、伐採か

ら造林までの一貫作業の導入を進め(積雪地での翌年植栽を含む)、植栽適期が広いコンテナ苗や下刈回数を削減できる大苗の使用により、低コスト化を図るものとします。

これらを踏まえて、植栽木とその植栽本数を決定します。

仕立て方法	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
	ha 当たりの植栽本数(本)目安					
疎仕立て	1,500	-	-	1,500	-	-
疎仕立て～ 中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	1,800	2,000	-
中庸仕立て	3,000	3,000	3,000	2,300	3,000	3,000

注)保安林にあつては、指定施業要件に定める植栽本数以上を行うこととします。

#### イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵え	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること また、伐採・搬出に用いる林業機械を地拵え作業でも活用し、作業の効率化に努めること
植付け	コンテナ苗木等の特性、植栽する苗木の種類、気候、その他立地条件、既往の植栽方法及び施業の効率性を勘案するとともに、適期に植え付けること
野生鳥獣による 被害防止	近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所も今後発生する恐れがあることから、鳥獣害防止対策を検討すること
人工造林の省力・低コスト化	機械による地拵え・苗木運搬や伐採・造林の一貫作業並びに低密度植栽等の技術を適切に組み合わせることにより、造林作業全体の省力・低コスト化に努めること 組み合わせにあたっては、傾斜等の立地条件や林業事業体の体制等を踏まえ、各地域において最適と考えられる方法を選択すること

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間。	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間。

## 2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

天然更新の対象地	周辺森林からの実生による更新可能地
	ぼう芽更新が期待できる樹種の伐採跡地
	人工造林不成績地で天然更新が進行した箇所 (森林病虫害、野生鳥獣被害地も含む)
	気象害等の被害跡地で天然更新が進行した箇所

### (1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ(ヤナギ科)	オノエヤナギ(ヤナギ科)	その他ヤナギ類(ヤナギ科)
サワグルミ(クルミ科)	オニグルミ(クルミ科)	ヨグソミネバリ(ミズメ)(カバノキ科)
ウダイカンバ(カバノキ科)	シラカンバ(カバノキ科)	ダケカンバ(カバノキ科)
ネコンデ(カバノキ科)	ハンノキ(カバノキ科)	ケヤマハンノキ(カバノキ科)
コバノヤマハンノキ(カバノキ科)	ヤハズハンノキ(カバノキ科)	ミヤマハンノキ(カバノキ科)
ヤシャブシ(カバノキ科)	ミヤマヤシャブシ(カバノキ科)	ヒメヤシャブシ(カバノキ科)
アサダ(カバノキ科)	サワシバ(カバノキ科)	クマシデ(カバノキ科)
アカシデ(カバノキ科)	ブナ(ブナ科)	コナラ(ブナ科)
ミズナラ(ブナ科)	クヌギ(ブナ科)	カシワ(ブナ科)
クリ(ブナ科)	オヒョウ(ニレ科)	エノキ(ニレ科)
エゾエノキ(ニレ科)	ハルニレ(ニレ科)	ケヤキ(ニレ科)
フサザクラ(フサザクラ科)	カツラ(カツラ科)	ヒロハカツラ(カツラ科)
タムシバ(モクレン科)	コブシ(モクレン科)	ホオノキ(モクレン科)
カスミザクラ(バラ科)	オオヤマザクラ(バラ科)	ミヤマザクラ(バラ科)
ウワミズザクラ(バラ科)	イヌザクラ(バラ科)	シウリザクラ(バラ科)
ズミ(バラ科)	アズキナシ(バラ科)	ナナカマド(バラ科)

イヌエンジュ(マメ科)	キハダ(ミカン科)	イタヤカエデ(カエデ科)
ウリハダカエデ(カエデ科)	オオモミジ(カエデ科)	ヤマモミジ(カエデ科)
コミネカエデ(カエデ科)	ミネカエデ(カエデ科)	トチノキ(トチノキ科)
シナノキ(シナノキ科)	オオバボダイジュ(シナノキ)	ハリギリ(ウコギ科)
コシアブラ(ウコギ科)	ヤマボウシ(ミズキ科)	ミズキ(ミズキ科)
クマノミズキ(ミズキ科)	リョウブ(リョウブ科)	コバトネリコ(アオダモ)(モクセイ科)
ヤチダモ(モクセイ科)	アカマツ(マツ科)	カラマツ(マツ科)
キタゴヨウ(マツ科)	チョウセンゴヨウ(マツ科)	ウラジロモミ(マツ科)
オオシラビソ(マツ科)	トウヒ(マツ科)	コメツガ(マツ科)
スギ(スギ科)	ヒノキ(ヒノキ科)	サワラ(ヒノキ科)
ネズコ(ヒノキ科)	イチイ(イチイ科)	

イ ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数(参考)		ぼう芽の発生するおむねの限界根元直径(参考)
		直径	本数	
ぼう芽更新樹種	ミズナラ(ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ(ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ(ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ(モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ(バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ(カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ(カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ(ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ(ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ(リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

(中部山岳地域森林計画書【表 3-10】)

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考としています。)

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	方 法	内 容
天然更新	天然下種更新	天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
	ぼう芽更新	樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
天然更新補助作業	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
	刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
	植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。

また、必要な場合は、林業普及指導員の技術的な助言、協力を依頼します。

① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区（調査プロット）の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配

置します。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。

また、調査位置は、GPS等を利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することとします。

なお、調査記録は、永年保存します。

② 更新の判定基準

区分	内 容
更新すべき立木本数	3,000 本/ha 以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、第15期 中部山岳地域森林計画書（中部山岳森林計画区）より【表 3-13】競合植物の草丈及び更新樹種の稚樹高の関係表（参照頁 P45）を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。

（中部山岳地域森林計画書【表 3-12】）

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合（種子の凶作、ササ類の繁茂等）には、速やかに追加的な天然更新補助作業（刈り出し等）又は植栽を実施することとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知）の 3 の 3 - 2 の 4 により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても植栽を計画することとします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	面積 (ha)	備 考
本城地域 0010 り、0011 ろ、0013 ろ、0014 へ、0024 に、0025 ろ、 0031 ろ 坂北地域 1012 い、1024 は、1024 に、1032 ほ 坂井地域 2016 ろ、2019 に、2031 い、2031 ろ、2041 に、2049 に、 2051 は、2054 は	90.58ha	ナラ等の有用広葉樹による天然更新可能地及び優良下層木の繁茂地を除く

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとする。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとする。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が 5 年生の時点で 3,000 本/ha 以上の本数を成立させることとする。

第3 間伐及び保育

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあつては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあつては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

主要樹種別の間伐を実施すべき林齢は、次のとおりとする。

注) ( ) 内は、本数間伐

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ(表系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	14 (30%)	18 (32%)	23 (31%)	30 (33%)	40 (33%)	55 (-%)
スギ(表系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (30%)	20 (33%)	27 (31%)	36 (33%)	51 (33%)	85 (-%)
スギ(表系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	18 (30%)	23 (33%)	32 (31%)	46 (33%)	80 (33%)	-
スギ(表系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	21 (30%)	27 (33%)	41 (31%)	72 (33%)	-	-
スギ(表系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	25 (30%)	35 (33%)	64 (31%)	-	-	-
スギ(裏系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)	55 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)	88 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)	-
スギ(裏系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-	-
スギ(裏系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-	-
カラマツ (地位級Ⅰ)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-	-
カラマツ (地位級Ⅳ)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)	-	-	-
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)	54 (-%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)	80 (-%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)	-
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-	-
アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-	-
ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)	52 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)	78 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)	-
ヒノキ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-	-

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとする。

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	20年

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉(樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で行うものとする。

## (2) 間伐の標準的な方法

森林の目指す姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとする。

また、本村は、人工林率は県平均を下回っているが、10 齢級から 12 齢級の人工林の林分が多くを占めており、間伐が十分に実施されていない状況にあることから、個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとする。

### ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木(被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など)を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採する。

### イ 列状間伐

1 列伐採、2 列残存を標準とする。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬～ 7月上旬 (2回目) 7月下旬～ 8月下旬	2年生～ 10年生	年1～ 2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする。こと。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講ずること。 ⑤ 作業の省力化・効率化にも留意する。

枝打ち	スギ ヒノキ	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8m までに必 要な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林において は、林内の光環境に応じ、必要に 応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林にお いては、無節で完満な良質材を生 産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝 打ちは行わず、労力の軽減を図る こと。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変 することから気象害に遭うおそれ があるため、極力避けること。
除伐	全樹種	5月～7月 (9月～3 月)	11年生～ 25年生	1回～ 2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木 等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならな い樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬～ 7月上旬	11年生～ 30年生	必要に応 じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施する ことが望ましい。

### 3 その他

#### (1) 間伐を行う際の留意点

ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。

イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。

ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(平成24年8月28日付24森推第333号長野県林務部長通知)」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。伐採及び運搬については、「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業の松本地域独自基準(令和5年7月3日 松本地域振興局長通知)」により実施します。

#### (2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

## 第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定する。

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業は可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定する。

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を【別表1】に定める。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を【別表1】に定める。

区域	樹種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養機能維持増進森林	50年	50年	55年	50年	70年	25年	30年	80年	30年

(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及びその他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を【別表2】に定める。

- ① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
- ② 快適環境形成機能維持増進森林
- ③ 保健文化機能維持増進森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

(ア) アの①から③までに掲げる森林については、原則として長伐期施業または複層林施業を推進すべき森林として定める。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。以上の森林施業の

場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行う。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定める。

**【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】**

区域	樹種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
アの①から④の森林	おおむね 80年	おおむね 80年	おおむね 90年	おおむね 80年	おおむね 120年	おおむね 30年	おおむね 40年	おおむね 140年	おおむね 40年

**2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法**

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表3に定めます。また、木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定の基準は次のとおりです。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、主伐後には植栽による更新を図ることとします。

**【木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準】**

機能区分	設定基準	設定区域
特に効率的な施業が可能な森林の区域	木材生産機能維持増進森林の区域のうち、林小班単位で設定する	次の①～⑤の全てに該当する森林 ① 人工林が過半 ② 地位3以上の森林が過半 ③ 平均傾斜が30度以下 ④ 道から小班の距離が200m以内 ⑤ 制限林は除外 ※その他、これらの条件に準ずると市町村長が判断した箇所

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進する。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとする。

施業種		施業の方法
植栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によられなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。 「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の主伐後は、2年以内に植栽する。
間伐		おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採とする。
主伐	林齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。	

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	0003 い,0003 と,0003 は,0003 へ,0003 ろ,0004 い,0004 ろ,0005 に,0005 は,0005 ろ,0007 に,0007 ほ,0007 ろ,0008 い,0008 に,0008 は,0008 ほ,0008 ろ,0009 ち,0009 と,0009 り,0010 ぬ,0011 い,0011 に,0011 は,0011 へ,0011 ほ,0011 ろ,0012 ろ,0013 い,0013 と,0013 に,0013 は,0013 へ,0013 ほ,0013 ろ,0014 い,0014 ち,0014 と,0014 に,0014 は,0014 へ,0014 ほ,0014 り,0014 ろ,0015 い,0015 と,0015 に,0015 は,0015 へ,0015 ほ,0015 ろ,0016 い,0016 に,0016 は,0016 ろ,0017 い,0017 に,0017 へ,0017 ほ,0018 ろ,0019 い,0020 に,0020 は,0020 へ,0020 ほ,0020 ろ,0021 ほ,0023 い,0023 は,0023 ろ,0024 に,0024 へ,0024 ほ,0025 い,0025 ち,0025 と,0025 に,0025 は,0025 へ,0025 ほ,0025 ろ,0026 い,0026 ち,0026 と,0026 に,0026 は,0026 へ,0026 ほ,0026 り,0026 ろ,0029 い,0029 ほ,0029 ろ,0030 い,0030 に,0030 は,0030 ほ,0030 ろ,0031 い,0031 に,0031 は,0031 ろ,0032 い,0032 と,0032 に,0032 は,0032 へ,0032 ほ,0032 ろ,0033 い,0033 に,0033 は,0033 ほ,0033 ろ,0034 い,0034 に,0034 は,0034 ほ,0034 ろ,1003 ち,1003 と,1003 に,1003 は,1003 へ,1003 ほ,1003 り,1004 い,1004 に,1004 は,1004 ほ,1006 に,1006 は,1007 い,1007 に,1007 は,1007 へ,1007 ほ,1007 ろ,1008 い,1008 に,1008 は,1008 ほ,1008 ろ,1009 と,1009 に,1009 は,1009 へ,1009 ほ,1009 ろ,1010 い,1010 と,1010 に,1010 は,1010 へ,1010 ほ,1010 ろ,1011 い,1011 ち,1011 と,1011 に,1011 ぬ,1011 は,1011 へ,1011 ほ,1011 り,1011 る,1011 を,1012 い,1012 へ,1012 ろ,1014 い,1014 ろ,1024 い,1024 に,1024 ほ,1025 い,1025 ち,1025 と,1025 に,1025 ぬ,1025 は,1025 へ,1025 ほ,1025 り,1025 ろ,1026 と,1026 に,1026 は,1026 へ,1026 ほ,1027 は,1027 へ,1027 ろ,1031 に,1031 へ,1032 い,1032 に,1032 は,1032 ほ,1032 ろ,1033 い,1033 と,1033 に,1033 は,1033 へ,1033 ほ,1033 ろ,1034 い,1034 ろ,1035 に,1036 ち,2001 い,2004 に,2004 は,2005 い,2005 に,2005 ほ,2006 い,2006 に,2006 は,2006 ろ,2011 い,2013 い,2013 は,2013 ろ,2014 い,2014 は,2014 ろ,2015 い,2015 は,2015 ろ,2017 い,2017 に,2017 ろ,2018 い,2018 と,2018 へ,2020 は,2021 い,2025 い,2025 ろ,2026 い,2026 は,2026 ろ,2027 に,2028 に,2034 ほ,2035 い,2035 に,2035 は,2035 ろ,2037 に,2037 は,2037 ほ,2037 ろ,2038 い,2038 は,2038 ほ,2038 ろ,2040 い,2040 に,2040 は,2040 ろ,2041 い,2041 に,2041 ろ,2044 い,2044 は,2044 ろ,2046 い,2046 は,2047 た,2048 い,2048 は,2048 ろ,2049 い,2049 は,2049 ろ,2050 い,2050 は,2050 へ,2050 ほ,2050 ろ,2051 い,2051 は,2052 い,2052 に,2052 は,2052 へ,2052 ろ,2054 い,2054 ろ,2055 に,2055 は,2055 ろ,2056 に,2056 は,2056 ろ,2057 ち,2057 り	3,132.86ha

「山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林」と重複する森林の区域については長伐期施業を推進すべき森林とする。

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
山地災害防止と土壌保全機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	なし	
	長伐期施業を推進すべき森林	0001 と,0001 へ,0002 い,0003 は,0003 ほ,0003 り,0004 い,0004 に,0004 は,0004 ろ,0005 い,0006 い,0007 い,0009 に,0009 ぬ,0009 ほ,0009 り,0009 る,0010 い,0010 ち,0010 と,0010 に,0010 ぬ,0010 は,0010 へ,0010 ほ,0010 り,0010 ろ,0011 い,0012 い,0014 は,0015 ろ,0016 い,0016 は,0016 ろ,0018 は,0018 ろ,0019 い,0019 ほ,0020 と,0020 は,0020 へ,0020 ほ,0021 い,0021 ほ,0021 ろ,0022 と,0023 ろ,0024 に,0024 は,0026 は,0027 い,0027 ろ,0028 い,0028 に,0028 は,0028 へ,0028 ほ,0028 ろ,0029 に,0029 は,0035 い,0035 に,0035 は,0035 ほ,0035 ろ,0036 い,0036 に,0036 は,0036 へ,0036 ほ,0036 ろ,0037 い,0037 ろ,0038 に,0038 は,0038 ほ,0038 ろ,0039 い,0039 に,0039 は,0039 ろ,1003 い,1003 ち,1003 と,1003 に,1003 へ,1003 ほ,1003 り,1003 ろ,1004 い,1004 に,1004 は,1004 ほ,1004 ろ,1005 い,1005 と,1005 に,1005 は,1005 へ,1005 ほ,1005 ろ,1006 い,1006 と,1006 に,1006 は,1006 へ,1006 ほ,1006 ろ,1007 い,1007 に,1007 は,1007 ほ,1007 ろ,1008 い,1008 は,1008 へ,1008 ろ,1009 い,1009 と,1009 に,1009 へ,1009 ろ,1010 い,1010 ち,1010 と,1010 ほ,1010 り,1011 い,1011 ぬ,1011 は,1011 ろ,1012 い,1012 ち,1012 と,1012 に,1012 へ,1012 ほ,1013 い,1013 と,1013 に,1013 は,1013 へ,1013 ほ,1013 ろ,1014 は,1014 ろ,1015 い,1015 に,1015 は,1015 ろ,1016 い,1016 は,1016 ろ,1017 い,1017 ろ,1018 い,1018 に,1018 は,1018 ろ,1019 い,1019 は,1019 ろ,1020 い,1020 ろ,1021 い,1022 い,1022 に,1022 は,1022 ろ,1023 い,1023 に,1023 は,1023 ろ,1024 は,1024 ろ,1025 ち,1025 と,1025 へ,1025 り,1025 ろ,1027 ぬ,1027 は,1027 ほ,1027 ろ,1028 い,1029 い,1029 ち,1029 ぬ,1029 は,1029 ほ,1029 り,1029 る,1031 り,2007 に,2007 は,2007 ほ,2011 は,2011 ろ,2017 は,2018 と,2018 に,2020 い,2020 ろ,2024 に,2024 へ,2024 ほ,2025 い,2025 は,2027 ち,2028 い,2028 に,2028 は,2028 ろ,2030 い,2030 ろ,2031 い,2031 は,2031 ろ,2033 い,2033 と,2033 は,2033	2,049.88ha

		へ,2041 に,2041 は,2041 ろ,2042 い,2042 は,2043 い,2044 い,2044 に,2045 い,2045 に,2045 は,2045 ほ,2045 ろ,2046 い,2049 に,2050 と,2050 へ,2050 ほ,2051 い,2051 は,2051 ろ,2052 へ,2052 ほ,2056 い,2056 ろ,2057 に,2057 は	
進 森 林	快適環境形成機能維持増 速森林	複層林施業を推進すべき森林	なし
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	なし
		長伐期施業を推進すべき森林	なし
保 健 文 化 機 能 維 持 増 進 森 林		複層林施業を推進すべき森林	なし
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	なし
		長伐期施業を推進すべき森林	なし
		特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	なし
た め の 森 林 施 業 を 推 進 す べ き 森 林	その他公益的機能の維持増進を図る	複層林施業を推進すべき森林	なし
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	なし
		長伐期施業を推進すべき森林	なし

【別表3】

区 分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	なし	皆伐	0038 い,0038 に,0038 は,0038 ほ,0038 ろ,0039 い,0039 と,0039 に,0039 は,0039 へ,0039 ほ,0039 ろ,0040 い,0040 に,0040 は,0040 ほ,0040 ろ,1001 い,1001 に,1001 は,1001 ほ,1001 ろ,1002 い,1002 ち,1002 と,1002 に,1002 は,1002 へ,1002 ほ,1002 ろ,1030 い,1030 に,1030 は,1030 ろ,2016 い,2016 ろ,2032 は, 2032 に, 2034 い,2034 ろ,2034 は,2034 に,2036 い,2039 り,2039 ぬ,2042 い,2042 は,2042 ろ,2047 い,2047 か,2047 ち,2047 と,2047 に,2047 ぬ,2047 は,2047 へ,2047 ほ,2047 よ,2047 り,2047 ろ,2047 わ,2047 を,2050 に	525.77ha
		皆伐 ※人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこと。	2032 は, 2032 に, 2034 い,2034 ろ,2034 は,2034 に,2036 い,2039 り,2039 ぬ,2050 に	96.13ha
	水源涵養	伐期の延長	2050 い	6.49ha
		伐期の延長 ※人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこと。	2050 い	6.49ha
	山地災害防止/土壌保全	長伐期施業	2050 と	4.42ha
			長伐期施業 ※人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこと。	2050 と

### 3 その他

#### (1) 施業実施協定の締結の促進方法

現在、当村では森林林業関係の特定非営利法人(以下、『NPO 法人』という)が存在するが、森林所有者と施業実施協定の締結等を行われていない。今後、施業実施協定の相談等があった場合は県等関係機関と協力し、森林所有者への各種研修や情報提供など必要に応じた支援を行うものとする。

### 第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

#### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

筑北村における森林の所有規模は、5ha 未満の零細規模が多く、また、森林所有者は高齢化が進んでいることから、自ら森林を効率的かつ適正に管理することが困難になっている。

このため、森林施業を計画的、効率的に行うために、不在地主又は高齢等のため森林の管理を行うことができない森林所有者と、意欲ある森林組合や林業事業体等との森林経営計画による長期の施業委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとし、持続的な森林経営を推進する。

#### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- (1) 森林組合等林業事業体、NPO 法人、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行う。
- (2) 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図る。
- (3) 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進する。

#### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとする。

- (1) 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知すること。
- (2) 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知すること。

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管

理権を取得したうえで、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、筑北村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

## 第6 森林施業の共同化の促進

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進する。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかける。また、森林経営計画の作成にあたっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進する。

なお、国有林の近接地では、中信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化が効率的であれば検討する。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- (1) 森林経営計画の作成森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかける。
- (2) 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図る。
- (3) 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第 10 条の 11 第 1 項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかける。
- (4) NPO 法人等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力する。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととする。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図る。
- (2) 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しな

いことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないように、  
 予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図る。

## 第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

#### 【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

単位：延長m 面積 ha

区分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 35° ～	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して効率的な森林施業を行うよう路網整備を計画します。

基本的には、木材生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備等推進区域として路網整備を推進します。

### 3 作業路網の整備

#### (1) 基幹路網

##### ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととする。

規格・構造の根拠	備 考
林道規程	昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知 最終改正：令和 3 年 3 月 25 日 2 林整整第 1210 号林野庁長官通知

林道技術基準	平成10年3月4日付け9林野基第812号林野庁長官通知 最終改正：令和7年3月24日6林政経第671号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成10年3月4日付け9林野基第812号林野庁長官通知 最終改正：令和3年4月1日2林整整第1396号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成23年4月15日23付け信木第39号林務部長通知 最終改正：平成23年11月18日付け23信木第384号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成24年3月23日23付け信木第542号林務部長通知
林業専用道作設指針の運用	平成27年3月26日付け26林整整第845号林野庁森林整備部長通知 最終改正：令和6年4月18日付け6林整整第7号林野庁森林整備部長、国有林野部長通知

イ 基幹路網の整備計画

単位：延長m 面積ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 路線数	利用区 域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
(改築) (開設)	車自 道動	林道	坂北	末地	600	115	○		
拡張 (改良)	自動車道	林道	本城	四阿屋	[46] 1,430	((150)) 1,310			
			〃	白坂砥石 沢	[10] 400	202			
			〃	ヒエダ	[5] 150	46			
			〃	大洞沢	[7] 300	40			
			〃	ムジナヤ	[5] 320	54			
			〃	大沢入	[7] 250	33			
			〃	栃平	[10] 500	125			
			坂北	青柳	[3] 150	38			
			〃	刈谷沢	[4] 200	121			
			〃	南谷沢	[3] 150	81			
			〃	大側	[10] 1,000	167			
			〃	中尾峰	[3] 500	55			
			〃	笹打	[2] 300	32			

			〃	北の沢	[2] 150	66			
			〃	湯沢	[2] 100	47			
			〃	氷室	[1] 2,183	43	○		
拡張 (舗装)	自動車道	林道	本城	四阿屋	8,930	((187)) 1,347	○		
			〃	ヒエダ	2,000	46	○		
			〃	ムジナヤ	1,300	54			
			〃	白坂砥石 沢	2,500	202			
			坂北	刈谷沢	800	121	○		
			〃	青柳	1,000	38			
			〃	北山	2,844	64			
			坂井	駄妻	800	156	○		
			〃	中尾峰	300	55			
			〃	北の沢	200	66			
			〃	氷室	2,183	43	○		

#### ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとする。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録する。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとする。

#### (2) 細部路網

##### ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととする。

規格・構造の根拠	備 考
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知 最終改正: 令和 5 年 3 月 31 日 4 林整整第 923 号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年 8 月 1 日 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

##### イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとする。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に

記録する。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとする。

## 第8 その他

### 1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能、技術の習得やキャリアアップのため、県や(一財)長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う20代から30代の林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、広域市町村と連携し、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援する。

また、林業が水源涵養<sup>かん</sup>や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努める。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとする。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森林組合等林業事業体と検討する。

#### 【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状 (参考)	将来
伐倒 造材 集材	緩中傾斜地	(車両系システム) チェンソー、ハーベスタ → フォワーダ → トラック	(車両系システム) チェンソー、ハーベスタ → フォワーダ → グラップル、トレーラー
	急傾斜地	(車両系システム) チェンソー、プロセッサ → フォワーダ → トラック	(架線系システム) チェンソー → スイングヤーダ、タワーヤーダ → グラップル、トレーラー
造林 保育等	地拵え	バックホー、グラップル	グラップル (バケット)、レーキ
	下刈り	草刈り機	自走刈払い機

## Ⅲ 森林の保護

### 第1 鳥獣害の防止

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

##### (1) 区域の設定

対象鳥獣はニホンジカとするが、当村では、森林生態系多様性基礎調査の結果等により対象鳥獣による被害が一部で認められるものの、生息密度は低く、被害の拡大がみられないため、区域の設定は行わない。

##### (2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

#### 2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業体、森林所有者等からの情報収集により行う。

### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

#### 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

##### (1) 松くい虫の被害防止

「松くい虫被害レベルマップ」等を活用して守るべき松林を明確に定め、次の措置を効果的に組み合わせながら対策を講じます。

- ・伐倒駆除
- ・薬剤散布等の各種予防事業
- ・守るべき松林の周辺部の樹種転換
- ・抵抗性を有するマツへの転換

なお、枯損木については、木質バイオマスエネルギー等としての利用を促進します。

主伐の場合は、適確な更新を図ることとします。

○伐採及び運搬に関するアカマツ林施業の基準について

全県共通の指針である「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(令和4年3月16日付け3森推第838号 林務部長通知)」を基に各地域振興局管内で独自基準を設けています。

松くい虫被害を拡大させないために、伐採及び運搬については、「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業の松本地域独自基準(令和5年7月3日 松本地域振興局長通知)」により実施します。

なお、枯損木については、木質バイオマスエネルギー等としての利用を促進します。

主伐の場合は、適確な更新を図ることとします。

(2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上あるいは景観上維持すべきナラ類があることから、防除対策等について長野県林業総合センターを中心とした試験研究、広葉樹林の整備等を実施します。

また、別荘地等での予防処置として、健全木への侵入防止を目的とする粘着剤塗布やビニールシート巻木等の物理的防除、殺菌剤の注入によるナラ菌の殺菌とカシノナガキクイムシの繁殖抑制等も保全場所に応じて実施します。

また、被害の早期発見、被害発生地域の監視と関係者の情報共有を強化し、より効果的かつ総合的な被害監視・被害防除対策の推進を図ります。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

(4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

(5) その他の病虫害等の被害防止

その他の病虫害が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

## 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施する。

種名	対象個体群	現状	対策
該当なし			

## 3 林野火災の予防の方法

イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発を行い、地域住民への林野火災の予防を喚起する。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害の未然防止を図ることを目的として、森林組合等林業事業者や地域住民による巡視の体制も検討する。

#### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、森林法第 21 条に基づき実施しなければならない。そのため、筑北村での、火入れの許可に当たっては「筑北村火入れに関する条例(平成 17 年 10 月条例第 109 号)」より、下記のこと留意する。

項 目	内 容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地(地域森林計画区域外も含む)
火入れの目的	ア 造林のための地拵え イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良(森林法施行規則第 47 条第 1 項)
許可条件	期間 7 日以内 面積 1 件当たり 3ha 以内 従事者 1ha まで 15 人以上 (ア) 1ha を超える場合は、超える部分の面積 1ha あたり 5 人を加えた人数とする。 防火帯の設置 火入れ地の周囲に幅 3m 以上の防火帯を設け、延焼の無いようにする。
申請方法	火入れを行う 7 日前までに役場に必要書類を提出する。
申請に必要なもの	① 火入れ許可申請書 ② 火入れ(野焼き)を行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す見取り図 ③ 他人の土地で火入れを行うときは、その所有者か管理者の承諾書 ④ 請負(委託)契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し

#### 5 その他

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森 林 の 区 域 (林小班)	備 考
坂北・・・1034 い、1034 ろ 1036 ち、 坂井・・・2007 り、2007 ぬ	松くい虫

## IV 森林の保健機能の増進

### 1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定する。

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分		施業の方法		
		複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業
植栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。		
間伐		単層林である場合、 $Ry0.85$ 以上の森林については、 $Ry$ が $0.75$ 以下となるよう間伐する。		
伐採	林齢	標準伐期齢以上		
	方法	伐採率70%以下の伐採	天然更新 伐採率30%以下の択伐 人工植栽 伐採率40%以下の択伐	
	立木材積	標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。
		伐採材積が年間成長量(カメルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。		
		立木材積は、下層木を除いて $Ry0.75$ 以上、伐採材積は、 $Ry0.65$ 以下となるよう伐採する。		

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

- (1) 整備することが望ましい森林保健施設  
該当なし。
- (2) 森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項  
該当なし。
- (3) 立木の期待平均樹高  
なし。

## V その他森林の整備に必要な事項

### 1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとする。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林等の整備

ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽

エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

### (2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

(森林経営計画(区域計画)の要件となる一体整備相当区域)

地域名	林 班	区域面積(ha)
筑北地域	全林班	8256.19ha

「設定の理由」 効率的な森林整備を進めるため

### 2 生活環境の整備

該当なし。

### 3 森林整備を通じた地域振興

地域の障がい者雇用の受け皿として、森林資源の活用の為に NPO 法人が主導となり村内伐採木を利用し薪やチップへの加工を行っている。

### 4 森林の総合利用の推進

該当なし

### 5 住民参加による森林の整備

(1) 地域住民参加による取組

該当なし

(2) 上下流連携による取組

該当なし

(3) その他

該当なし

### 6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととする。

## 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
坂北地域	皆伐	30ha	

### 7 その他必要な事項

#### (1) 市町村有林の経営に関する事項

健全な山づくりの為に、健全な山づくりのために、森林経営計画の策定を推進し、各ゾーニングに応じた適切な森林施業を実施する。

木材生産機能維持増進森林、また特に効率的な施業が可能な森林の区域においては、実行可能な箇所から主伐再造林を進め、森林資源の利活用と林齢の平準化を図る。

公益的機能別森林においては、各機能が高度に発揮されるよう、適切な間伐や複層林施業等を推進する。

#### (2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

森林整備や施設整備を実施する場合は、別図のとおり埋蔵文化財包蔵地の位置を予め周知する。

### 【計画策定の経過】

#### 1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
令和7年1月11日	口頭	松本広域森林組合 筑北支所長代理 山岡 正人

#### 2 公告・縦覧期間

令和 8年 2月 1日 ～ 令和 8年 3月 1日

#### 3 計画書作成担当者

課・係	職	氏名	備考
筑北村産業課	課長	中澤 明彦	
筑北村産業課	主任	太田 裕人	

#### 4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所属	課・係	職	氏名	備考
松本地域振興局	林務課普及係	主査	南雲 亮	森林総合監理士

#### 5 計画の公表計画

公表の方法	時期	備考
市町村ホームページ	計画樹立後1ヶ月以内	

## VI 参考資料

### 1 人口及び就業構造

#### (1) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計		うち木材・木製品製造業	
実数(人)	H17年	3,181	744	4	0	748	885		1,548
	H22年	1,759	573	3	0	576	442		741
	H27年	2,432	509	3	0	512	578		1,342
構成比(%)	H17年	100	23.39	0.13	0	23.51	27.82		48.66
	H22年	100	32.58	0.17	0	32.75	25.13		42.13
	H27年	100	20.93	0.12	0	21.05	23.77		55.18

(出典：平成27年度国勢調査 従業地・通学地による職業等集計)

### 2 土地利用

	年次	総土地	耕地面積							草地	林野面積			その他
		面積	計	田	畑	樹園地			面積	計	森林	原野	面積	
							果樹園	茶園						桑園
実数(ha)	H29年	99.47	9.000	3.854	5.146	-	-	-	-	-	48.905	26.351	22.554	41.563
	H30年	99.47	8.891	3.836	5.055	-	-	-	-	-	49.004	26.349	22.655	41.574
	R元年	99.47	8.585	3.802	4.783	-	-	-	-	-	53.396	26.416	26.980	37.488
構成比(%)	H29年	100	9.05	3.87	5.17	-	-	-	-	-	49.17	26.49	22.67	41.79
	H30年	100	8.94	3.86	5.08	-	-	-	-	-	49.27	26.49	22.78	41.80
	R元年	100	8.63	3.82	4.81	-	-	-	-	-	53.68	26.56	27.12	37.69

(出典：長野県統計書)

### 3 森林資源の現況等

#### 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数	面積規模	林家数	面積規模	林家数
～1ha	838 戸	10～20ha	71 戸	50～100ha	12 戸
1～5ha	594 戸	20～30ha	26 戸	100～500ha	6 戸
5～10ha	119 戸	30～50ha	11 戸	500ha 以上	2 戸
				総数	1,679 戸

(出典：2022年農林業センサス)

### 4 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積 樹種 林齢 材積等)	経営管理実施権設定の有無
	(未設定)		